

○国立大学法人千葉大学就業規則（抜粋）

（禁止行為）

第22条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 本学の信用又は職員全体の名誉を傷つけること。
- 二 職務上知ることのできた秘密を他に漏らすこと。その職を退いた後も、同様とする。
- 三 学長の許可若しくは学長への事前の届出なく事業を営み、又は職務以外の業務に従事すること。
- 四 その他本学の秩序及び規律を乱すこと。

（懲戒の事由）

第50条 職員が次の各号の一に該当する場合には、不利益処分手続規程に定める手続を経て懲戒することができる。

- 一 正当な理由なく無断欠勤した場合
- 二 正当な理由なく遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- 三 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- 四 窃盗、横領又は傷害等の刑法犯に該当する行為をした場合
- 五 重大な経歴詐称をした場合
- 六 研究活動における不正行為をした場合
- 七 研究費を不正に使用した場合
- 八 ハラスメントに該当する行為をした場合
- 九 酒酔い運転その他悪質な交通法規違反をした場合
- 一〇 第22条に定める禁止行為をした場合
- 一一 その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる行為があった場合

（懲戒の種類）

第51条 懲戒の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 戒告 反省を促し、戒める。
- 二 減給 労基法第91条に規定する額を上限として給与を減額する。
- 三 停職 12月を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- 四 諭旨解雇 退職届の提出を勧告し、これに応じない場合は、懲戒解雇する。
- 五 懲戒解雇 予告期間を設けることなく、即時に解雇する。